

**TOUS®**



**TOUS** グループの  
倫理規定



## コンテンツ

社長からの手紙.....	3
1. 目的 .....	4
2. 適用範囲 .....	4
3. TOUS グループのミッション、ビジョン、バリュー .....	5
4. 私たちの行動原理 .....	6
5. 一般的な行動指針 .....	6
I. 差別禁止、相互尊重、平等な扱い .....	6
II. プライバシーの尊重とデータ保護 .....	7
III. 労働安全衛生への取り組み .....	7
IV. 労働者の権利の保護と配慮 .....	8
V. あらゆる形態の汚職の禁止、優越的地位の行使の禁止、利益相反の防止 .....	8
VI. 公共入札における競争と参加の擁護 .....	9
VII. 情報の守秘義務 .....	10
VIII. 財務および会計に関する真実かつ公正な表示 .....	11
IX. 業務の透明性と統制 .....	11
X. 知的財産および産業財産の保護 .....	12
XI. 情報セキュリティ .....	13
XII. 環境と公衆衛生の尊重 .....	13
XIII. 都市計画の遵守 .....	14
6. 倫理規定の遵守と継続的な改善 .....	14
7. 倫理チャネル .....	15
8. コンプライアンス違反と罰則 .....	15
9. 問い合わせ先 .....	16
10. 承認と発効 .....	16

## 社長からの手紙

TOUS グループの倫理規定は、コンプライアンスを重視する倫理観と企業文化を具現化した内容となっています。倫理に係る知識とその内容を厳格に遵守することは、透明性と持続可能性を確保するとともに、お客様、従業員、フランチャイズ加盟店、サプライヤーとの信頼関係を築くための重要な要素となります。

私たちは組織として共に成長し、自分が何者であるか、どのように行動するかを定義する企業文化を共有し、それを現在の課題に適応させ、価値観を強化および統合し、共有プロジェクトに大きな情熱を注いでいます。このため、社長室および上級管理職は、すべてのレベルでコンプライアンス文化への取り組みを促進し、奨励したいと考えています。また、当社の原則と価値観の普及、統合、認識は、TOUS グループの戦略的目標であることをすべての仲間たちに伝えたいと考えています。

私たちは、カテゴリー、責任レベル、内部機能にかかわらず、すべての活動分野で倫理規定を遵守し、実行しなければなりません。TOUS グループで働く、または TOUS グループのために働く私たちは、倫理規定に定められた行動原則を遵守する義務があります。また、TOUS グループが提供する倫理チャンネルを利用して、職務上の活動の過程で観察される可能性のある不正行為や不適切な行動を報告することもできます。

私たちは皆、TOUS の一員であり、組織の内外を問わず、コンプライアンス文化の向上に取り組み続けるために、重要な役割を担っています。だからこそ、本倫理規定に係るガイドラインに沿って活動を続けていくことが不可欠なのです。本ガイドラインは、TOUS グループを構成するすべての企業に共通しており、私たちの原則や価値観を損なう可能性のある状況に直面した際に、相互支援と継続的な協議を促すことを目的としています。

マンレサ、2021年12月。

アルバ・トウス・オリオール

TOUS の社長



## 1. 目的

本倫理規定は、TOUS グループ（以下、「当グループ」または「TOUS」）での活動において、推進すべき原則や価値観、職務上の行動、回避すべき行動を定めたものです。

倫理規定は、TOUS グループの規制構造において、最上位に位置する規制手段です。このようにして、その原則と行動指針は、内部の方針、基準、手順を通じて実行されます。同様に、これは TOUS の法令遵守にコミットメントしていくことに繋がり、規定に違反する可能性のあるあらゆる行為に対するゼロ・トレランス・アプローチを具現化したものです。

TOUS グループ各社は、組織を危険にさらす可能性のある行為を防止、発見、対応するために、これらの原則と行動指針を効果的かつ実際に適用することを徹底します。したがって、本倫理規定に違反した場合は、組織の内部規則に基づく違反とみなされ、関連する調査を実施し、場合によっては処罰の対象となります。

## 2. 適用範囲

TOUS グループ倫理規定は、階層レベルや地理的・機能的な場所を問わず、取締役会のメンバー、取締役、従業員など、すべてのグループ会社のすべての専門家に対して適用されます。

同様に、本規定はサプライヤー、ディストリビューター、フランチャイズ加盟店、自営業者、代理店、ライセンサー、下請業者、その他、従業員ではなくても、契約関係や職務上の関係によってグループのために行動する者、あるいはその行動によって TOUS に影響を与える可能性のある者にも適用され、そのような立場にある者にも認識され、受け入れられる必要があります。以下、上記の対象者すべてを総称して「協力者」と呼びます。

TOUS グループは、グループ独自の社会的、環境的、品質的、倫理的基準を満たす第三者との強力関係を推進し、奨励しています。そのため、TOUS グループでは、**製造者およびサプライヤーのための倫理規定**を設けています。本規定は、TOUS が販売する製品の製造者および従事するサービスプロバイダーに対して、倫理的で責任ある行動の最低基準を定義し、拡大していくものです。

上記に伴い、TOUS グループが締結する契約書には、法律やその他の適用される規則を遵守することを相手に約束させる特定の条項を含める必要があります。また、TOUS グループ倫理規定、製造業者およびサプライヤーの倫理規定、または同等の内容を持つ独自の倫理規定で定められた倫理原則も遵守する必要があります。

### 3. TOUS グループのミッション、ビジョン、バリュー






## “We craft a world of joy”

TOUS グループの趣旨

TOUS グループは、4,000 名以上のプロフェッショナルで構成されています。そして、お客様、従業員、社会全体に価値をもたらすことを約束し、世界で最も成功した憧れのジュエリー・アクセサリーブランドになるというビジョンを達成するために、一丸となって取り組んでいます。

TOUS グループのミッションは、人生のあらゆる瞬間にぴったりなジュエリーとアクセサリーを提供することで世界中から愛されること、そして、TOUS のすべての従業員の品質、情熱、サービス精神によって価値を創造するワクワクするようなブランドであることです。

TOUS グループの企業文化の主要な価値観は次の通りです。

 情熱	<p>私たちはお客様に情熱を持って接しています。お客様の声に耳を傾け、お客様の人生のあらゆる瞬間に価値をもたらしながら、期待を超えるために、献身的かつ正確に、そしてお客様にふさわしい品質で共に働きます。</p>
 創造力	<p>創造的に行動します。俊敏性、勇気、品質をもって、新しい日にもたらされる課題に直面しながら、これまでとは異なることを敢えて実行していきます。</p>
 コミットメント	<p>コミットします。自分の夢を実現するために自由な裁量権を持っています。一方で、約束を守り、協力者を大事にし、一緒にプロジェクトを構築します。</p>
 チーム	<p>チームとして一緒に働きます。個々の才能が常に関係性の質に基づいてチームの成果を支える、会社の共有プロジェクトを追求します。</p>
 グローバルな存在感	<p>私たちはグローバルな存在です。私たちはビジネス上の意思決定、製品、プロセス、そして協力者への接し方に、周囲を取り巻く多様性に関する知識を統合します。</p>

## 4. 私たちの行動原理

すべての従業員の行動指針となるべき一般的な行動原則は以下の通りです。

### I) 有効な法律および会社が負う義務の尊重

TOUS グループは、現行の法律に基づいて行動し、第三者との契約関係における約束や義務、事業を展開する場所の基準やベストプラクティスを完全に遵守します。

### II) 透明性と組織の健全性

当グループでは、組織的な誠実さとは、すべての活動領域における個人の行動の総体であると考えています。このように、TOUS グループの事業活動は、卓越性と信頼性の高い透明性を継続的に追求していることが特徴です。

### III) 社会的責任と持続可能な開発

TOUS グループは、企業目的の達成に向けて公益を追求するとともに、人権、公共の自由、機会均等、無差別、多文化共生を推進し、事業は結果だけでなく、その方法も考慮するものと考えています。

## 5. 一般的な行動指針

### I. 差別禁止、相互尊重、平等な扱い

TOUS グループの職場関係は、差別禁止、相互尊重、平等の原則に基づいています。職場環境は、思想、言語、宗教または信条、民族グループへの所属、人種または国家、性別、性的指向、性自認、家庭環境、病気または障害、年齢、労働者の法定または組合の代表権の保有、他の TOUS グループ従業員との親族関係、その他の理由によるあらゆる種類の差別があってはなりません。

同様に、協力者と他の企業との関係も、職業上の尊敬と相互協力に基づいたものでなければなりません。暴力、権力の濫用、ハラスメント、威圧的または攻撃的な環境を作り出す行為は、明示的に禁止されています。

## II. プライバシーの尊重とデータ保護

TOUS グループは、関係者や個人情報およびあらゆる種類の機密情報を提供した者のプライバシーを尊重し、保護します。したがって、この保護は、従業員、お客様、そして TOUS グループの他の協力者にも及びます。

これに関連して、TOUS グループは、EU の一般データ保護規則（GDPR）を、プライバシーとデータ保護に関して定められた高度な要求事項により、コンプライアンスのグローバルスタンダードとして採用しています。

その結果、TOUS グループは、その活動を効果的に管理するために厳密に必要な個人情報、または適用される規則によって保存が義務付けられている個人情報のみを収集し、処理することを推進しています。同様に、最初から適切なセキュリティ対策を採用し、データの機密性と適切な収集を確保し、その処理に必要な情報を提供することを約束します。

内部的には、TOUS グループは、組織が利用可能なあらゆる通信手段を通じて行われる個人的なコミュニケーションを尊重し、通信手段、コンピュータシステムおよび一般的にはグループが利用可能なあらゆる手段を、責任持って使用します。また、作業ツールの適切かつ専門的な使用を保証するために、作業ツールに必要な管理・監視手段の実施についても報告します。

これに関連して、TOUS グループは、特定のプライバシーおよびデータ保護方針、並びに適用される規則で定められた要件に適合した内部手順を持ち、データ対象者に当該データ処理について通知することを目的としています。

また、TOUS グループは、データ保護委員会およびデータ保護責任者（DPO）を設置し、この分野で適用される法規制の遵守を継続的に徹底しています。

## III. 労働安全衛生への取り組み

TOUS グループは、協力者の身体の健全性と健康を守ることを最重要視しています。これに関連して、グループ内で実施されるすべての作業は、労働安全衛生規則で要求される安全条件を満たさなければなりません。同様に、すべての協力者は、TOUS グループが定めた安全衛生規則を認識し、規則を遵守する必要があります。

当グループは、法律で定められた必要な安全対策をはじめ、すべての協力者の保護水準を高め、労働災害を減らすための安全対策を積極的に行っています。

#### IV. 労働者の権利の保護と配慮

TOUS グループは、法律の規定、労働協約、個別の契約によって労働者に認められている権利を害する、抑圧する、制限するような労働条件や社会保障条件を課すことを禁止しており、児童の搾取やそれに類する業務も明示的に禁止しています。同様に、結社の自由とストライキ権も推進しています。

当グループでは、適切な社会保障制度への登録を行わずに労働者を雇用することや、関連する労働許可証を取得せずに外国人労働者を雇用することを禁止しています。いかなる場合でも、契約、紹介、雇用の詐欺的手法を用いたり、誤解を招いたりするような虚偽の労働条件を提示することを禁止します。

#### V. あらゆる形態の汚職の禁止、優越的地位の行使の禁止、利益相反の防止

TOUS グループは、国内外を問わず、当局や公務員、グループに関係のない組織の役員や従業員に対する贈収賄に直接または間接的に関与することを固く禁じています。同様に、協力者は TOUS グループ以外の個人や組織、または第三者を介して、市場の合法的な使用を超えた支払いや贈答品などの受領、要求、約束行為を禁止します。

すべての協力者は、透明性と機会均等の原則に基づいて関係を構築しなければならず、不当な利益や優位性の取得・提供を目的とした行為を避け、特に **TOUS グループの腐敗防止に関する方針**など、公私の腐敗を防止、検出、対処するために明示的に定められた内部方針に常に従わなければなりません。

また、グループの社内規定により、協力者を採用・選定する際の最高水準のコンプライアンスを確保しています。

上記に伴い、協力者は以下の点に留意する必要があります。



- 贈収賄行為または汚職に関連する行為が存在するためには、利益の単純な約束または申し出があれば十分であり、実際に利益の引き渡しや与える必要はありません。
- 賄賂で提供される利益は必ずしも金銭を伴うものである必要はなく、贈答品や旅行などの現物による対価であっても構いません。
- 受動的な贈収賄（受領、要求、受領）は、利益を受領したグループの協力者とは別の者（例えば、親戚や友人）が利益を得たとしても存在することになります。
- 物事を円滑にするための支払行為も、贈収賄に該当します。これは、あらゆる種類の手続きを迅速に行うために、たとえ価値が極めて小さいものであっても、公務員に一定の金額を支払ったり、特定の物品を交付したりすることを指します。

また、協力者は、影響力の売買に該当する可能性のあるあらゆる状況を防止しなければなりません。すなわち、直接的または間接的に会社自身または第三者の利益につながる結果を得るために、公務員や当局との個人的な関係から生じるあらゆる状況を利用して、公務員や当局の行動を誘導または影響することを目的とした行為または戦略のことです。

同様に、協力者は、自分の個人的な利益とグループの利益が相反する可能性のある状況を避けなければなりません。ビジネス上の意思決定は、常に TOUS グループの最善の利益に基づいて行われなければならない、最大限の客観性と公平性を促進し、選択における利益相反や好意的な状況の可能性を排除する必要があります。

また、TOUS グループは、事業を展開する地域に存在する可能性のある政治的プロセスへの干渉、参加をすることなく、そのビジネスモデルを実行します。当グループと政府、当局、機関、政党との間のあらゆる関係は、合法性と政治的中立性の原則に基づいています。

TOUS グループが参加を希望する寄付、スポンサーシップ、後援、またはその他の社会的、文化的、科学的、慈善的、スポーツ的、または類似のプロジェクトは、実行する前に資金の実際の目的地に関する査察協定を受けなければならない、政党やそれに関連する財団は明示的に除外されます。

## VI. 公共入札における競争と参加の擁護

TOUS グループは、現行の法律を遵守し、自由競争と機会均等の原則に基づいて市場での競争を行っています。

したがって、当グループは、競合他社や第三者に誤解を与えたり、品位を落としたりするような行為を禁止し、いかなる場合でも自由競争の結果としての価格を変更することは回避します。同様に、お客様、サプライヤー、競合他社、その他の市場関係者に対して、たとえば以下のような方法により、不公正または違法な利益を得ることを目的とした行為も拒否します。

- 製品や競合他社製品の特徴や特性について、お客様や市場に虚偽の説明や約束をすること。
- 競合他社やその製品・サービス、または他社に関する噂を、ソーシャルメディアやメディア、またはお客様に直接伝えること。
- 共有のプロバイダー、家族、信頼している者、または公開されていると考えられる情報を超える調査を通じて、競合他社のデータ、技術製品情報、またはビジネス戦略にアクセスすること。
- TOUS グループでの役職や業務に関連して得た特権的な情報を利用して、第三者への開示、売却、株式の取得や売却、その他の取引やビジネスに利用すること。

最後に、当グループでは、以下のような行為を含め、公的な入札・決裁の結果に不当に影響を与えることを目的としたあらゆる行為を拒否します。(i) 入札に参加しないために何らかの利益を受領または要求すること、(ii) 最終入札価格を変更するために他の入札者と合意すること、(iii) 契約締結後に不正に入札を放棄すること。

## VII. 情報の守秘義務

協力者が TOUS グループとの関係の結果として生成した、またはアクセスしたすべての情報は、一般的に、公開されていない限り、特権的な機密情報とみなされ、法律上、行政上、または司法上の要請がある場合を除き、第三者への開示は禁止されています。

協力者は、業務に関連する情報の内容を秘密として扱い、開示したり、個人的な目的で使用したりしてはならず、特に企業秘密とみなされる可能性のある情報や TOUS グループが所有する情報は保護しなければなりません。したがって、雇用関係や職業上の関係が終了した場合、アクセスできた可能性のある特権的な情報や機密情報は、必然的に返却する必要があります。

### VIII. 財務および会計に関する真実かつ公正な表示

協力者は、すべての財務および会計情報の正確性を確保し、グループの資産および財務状況の真実かつ公正な見通しを得なければならず、これにより、適用される税および社会保障の義務を遵守することができます。

この分野における最高水準のコンプライアンスを推進するために、TOUS グループは、特にその財務部門を通じて、協力者が財務・会計情報を作成する際に遵守すべき一定のガイドラインを定め、所得や利益を隠すことを目的としたあらゆる策略を禁止しています。

この点については、定期的な監査を行うとともに、お客様やサプライヤーが TOUS グループの組織をマネーロンダリングやテロ資金調達に関連した活動に利用しようとする事態を回避・発見するための対策を講じることが特に重要となります。

最後に、TOUS グループは、助成金の要請、申請、正当化に関連して、透明性と情報の真実性へのコミットメントを記録しておきたいと思えます。協力者は、常に真実かつ正確な情報を提供し、提供された助成金を定期的にフォローすることを約束します。同様に、協力者は TOUS を代表して、TOUS に有利なデータや条件を偽って、補助金、手当、公的支援を申請することを禁じられています。

### IX. 業務の透明性と統制

TOUS グループが属する活動分野では、特にマネーロンダリングやテロ資金調達に関連する行為を防止する目的で、業務の透明性と管理の面で特別な措置を講じています。

これに関連して、TOUS グループは、マネーロンダリングやテロ資金調達に関連するあらゆる種類の活動を促進、助長、参加、または隠蔽することを目的としたいかなる行為も禁止しています。同様に、協力者は確立された社内手続きを遵守し、**TOUS グループのマネーロンダリング防止のための一般ガイド**に従って、疑わしい行為に気付いた場合には報告しなければなりません。

具体的には、現金取引は適用される規則で認められたもののみ限定し、いかなる状況においても、法的に正当化される場合（差し押さえ、債権譲渡など）を除き、請求書や関係

を管理する契約書に記載されている以外の個人や法人に対して支払いや回収を行うことはできないものとしています。

また、協力者は、クレジットカード、デビットカード、トラベラーズチェックの取り扱いについて定められた協定を想定し、適用する必要があります。また、POS（販売時点情報管理装置）端末などの課金装置や、サービス価格の計算を目的とした自動装置の改造、改ざん行為も禁じられています。

TOUS グループは、マネーロンダリングおよびテロ資金供与防止のための内部統制組織を設置しています。この組織は、当該分野で適用される内部および外部の規制の遵守を確保する責任を負っており、その活動は現行の法律に基づき、独立した外部専門家によって定期的に監査されています。

## X. 知的財産および産業財産の保護

TOUS グループにとって、創造性と革新性を奨励、促進、保護することは絶対的に重要なものです。そのため、商標、意匠、その他の登録対象となる権利などの資産を保護・防御するための具体的な仕組みが構築されています。

これに伴い、いかなる状況においても、協力者は第三者の無形資産の全部または一部を、その正当な所有者の書面による事前の許可なしに、コピーまたは複製したり、そのような資産の輸入または配布の全部または一部を変換または修正したりしてはいけません。

また、著作権、ドメイン名など、知的財産権に関する規制が適用される可能性のある資産も同様に保護されます。この点、インターネットからダウンロードしたコンテンツやプログラムについても特に注意が必要となり、検索エンジンを通じて入手したものであっても、知的財産権の保有者から適切なライセンスを取得する必要があります。TOUS グループを構成する企業のコンピュータや携帯端末にインストールされるプログラムには、該当するエンドユーザーライセンスが必要です。

## XI. 情報セキュリティ

TOUS グループのすべての協力者は、企業の機器、業務用電子メール、インターネットアクセスなどの使用を規制する技術的媒体（または ICT）の使用に関する規則を遵守しなければならない。いかなる場合でも、これらを不適切に使用して第三者のコンピュータシステムに損害を与えることはできません。

これらの社内規定に基づき、当グループまたは第三者のデータ、ソフトウェア、電子文書を破壊、変更、使用不能にしたり、その他の方法で損害を与えたりすることは固く禁じられています。同様に、他のコンピュータやコンピュータシステムへの不正アクセス、当グループが許可していないプログラムの使用、ダウンロード、インストールおよび機器の改造、インストールされているアプリケーションパッケージに含まれていないプログラムのインストールも禁止されています。

例として、TOUS グループで禁止されている行為を以下に示します。

- 有形・無形の資産に損害を与える可能性のあるウィルスやコンピュータプログラムの配布。
- サービスを妨害する攻撃。
- 電子オークションの操作。
- フィッシング、ファームング、情報技術やソーシャルエンジニアリングの利用に基づくあらゆる種類の詐欺を含むオンライン詐欺。
- インターネットやソーシャルメディアを通じた噂、批判、ボイコットの拡散（あらゆる種類のメッセージのリツイートや転送を含む）。
- 他の商標や企業名を使用したドメインの登録。

## XII. 環境と公衆衛生の尊重

TOUS グループは、自然環境の尊重、資源の最小限の消費、環境への影響の最小化に努めています。そのため、すべての協力者は、資源の合理的な利用、環境の尊重、持続可能性を確保する必要があります。具体的には、TOUS グループにおける以下の行為です。

- 流出物、排出物、騒音、振動、廃棄物、オゾン層を破壊するガス、その他の環境脅威に対する管理体制の確立を推進する。
- 環境に影響を与える可能性のあるプロジェクトに対して影響評価を実施する。

また、持続可能で環境にやさしい素材の使用を奨励し、集団の安全や公衆衛生に直接または間接的にリスクを与える可能性のある活動や製品の管理を行っています。

### XIII. 都市計画の遵守

TOUS グループは、都市計画の分野で適用されるすべての法律と規制を厳格に遵守し、都市計画の秩序とそれに関連する規制を尊重することを基本として、不動産の管理、不動産取引、建設、建築、都市開発に取り組んでいます。

したがって、協力者は関連する免許や認可を事前を取得することなく、建設、解体、改造、修復などを推進することはできません。また、道路、緑地、公共資産として使用するために割り当てられた土地や、景観、生態系、芸術、歴史、文化的価値が法的または行政的に認められている場所、あるいは同じ理由で特別保護地域とされている場所で、無許可の市街化、建設、建築工事を行うことはできません。

## 6. 倫理規定の遵守と継続的な改善

倫理規定は、TOUS グループのコンプライアンスモデルの基礎となるものの一つです。これは、**コンプライアンスポリシー**に詳細が記載されており、当社の活動から生じる可能性のある規制違反のリスクを防止、検出、対応、監視することを目的としています。したがって、すべての協力者は、自分の業務を行う際に、本倫理規定を理解し、遵守することが絶対的に必要となります。

倫理規定の社内外への普及は、**グループの倫理・コンプライアンス委員会**が担当しており、同委員会は倫理規定の遵守状況を監督・監視する責任も負っています。この点については、



倫理規定をすべての協力者に**周知させる**ために、会社のウェブサイトへの掲載、イントラネット（*TOUS Campus*）での公開、契約書の付属書類への記載、定期的なコーポレートコミュニケーションの発行、ポスターのデザインなどを行っています。



倫理規定の内容に関する**研修**は、TOUS グループの年間研修計画に含まれており、新入社員の新人研修に含まれ、組織レベルに応じて継続的に更新されます。



倫理規定の原則の**推進**は、すべての経営陣、経営委員会、さまざまな分野や事業ラインのマネージャーや従業員によって奨励されなければなりません。

現在、グループの一員である協力者および新規採用者は、それぞれの雇用契約の一部を構成する本倫理規定のすべての内容を遵守することに明示的に同意します。

倫理・コンプライアンス委員会は、倫理規定の遵守を確認するために必要な管理体制を見直し、必要に応じて**適切な更新と改善の提案**を行います。さらに、TOUS グループの取締役会またはそのために委任された委員会に、コンプライアンスの程度および検出されたコンプライアンス違反の可能性について定期的に報告します。

## 7. 倫理チャンネル

すべての協力者は、組織の内外で発生したコンプライアンス違反や不正を報告しなければなりません。そのため、TOUSグループでは、規則やTOUSグループ倫理規定に違反する可能性のある不正な活動や行為を、厳重な秘密保持の下、すべての保護措置を講じた上で報告することができる内部通報制度を設けています。

この仕組みは「倫理チャンネル」と呼ばれ、完全に秘密裏に行われます。これは、TOUSグループの倫理・コンプライアンス委員会によって運営されており、同委員会は、客観性と公平性という厳格なパラメータの下で、受け取った報告内容に対処し、場合によっては、倫理規定に違反する可能性があるかどうかを調査します。

これは、**倫理チャンネルの利用規定**（社内イントラネットに掲載）で詳細に規定されており、情報を厳重に保管するだけでなく、利益相反の可能性や報復行為がないことが保証されています。ただし、誠意をもって利用することを条件とします。根拠のない虚偽の申し立てや、コンプライアンス違反の調査に協力しなかった場合は、本規範に対する重大な違反とみなされ、適切な懲戒処分の対象となります。

すべての連絡は、検出されたコンプライアンス違反に関する可能な限り詳細な情報を含めて、こちらの電子メール：[canaletico@tous.com](mailto:canaletico@tous.com) に書面で送付する必要があります。

## 8. コンプライアンス違反と罰則

TOUS グループの倫理規定またはその施行規則に違反した場合、その罪の重大さおよび場

合によって、刑罰については該当する行政罰または刑事罰を損なうことなく、関連する労働規則に定められた規定に従って決定されます。

それぞれのケースで採用すべき罰則や懲戒処分については、事実関係の調査が終了し、その結果が報告された後、TOUS グループの倫理・コンプライアンス委員会が決定します。合意された罰則の適用および実施は、有効な労働協約および労働者法に規定されている罰則制度に基づき、人事部の責任で行われます。

## 9. 問い合わせ先

本倫理規定の適用に関するご質問やご相談は、TOUS グループのコンプライアンス部門まで、以下のメールアドレスからお問い合わせください。 [compliance@tous.com](mailto:compliance@tous.com)

## 10. 承認と発効

TOUS グループの倫理規定は、2015年7月22日に開催されたグループの親会社の取締役会で承認され、2021年12月17日に同取締役会にて修正されました。